

**若狭町教育委員会の事務管理及び執行の
状況の点検・評価報告書**

(令和5年度実施事業対象)

令和6年5月

若 狭 町 教 育 委 員 会

はじめに	1
1 教育委員会の点検・評価について	2
2 若狭町教育振興基本計画	4
3 教育委員会の活動状況	25
4 令和5年度の自己点検・評価	27
（「若狭町教育委員会の自己点検・評価シート」）	
5 学識経験者による意見	36
6 総合評価	38

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成20年4月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされています。

そこで、町教育委員会では、同法の規定により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、「教育委員会の自己点検・評価」を実施し、教育に関する学識経験を有する者の意見を付した報告書としてまとめ、平成21年度から公表をしております。

今回、令和5年度の取り組み内容を自己点検・評価として公表することで、教育行政の更なる推進に努めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

令和6年5月

若狭町教育委員会

教育長	松宮 毅
教育委員	岡 勝之
教育委員	立井 涼子
教育委員	中村 正人
教育委員	内藤 祥子

1 教育委員会の点検・評価について

(1) 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、前年度における教育委員会の主要な施策とし、対象範囲は学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど教育委員会が所管する全ての事務とします。

(2) 点検・評価の構成

点検・評価結果については、「若狹町教育委員会の自己点検・評価シート」により、事業内容及び事業体系を3つの大項目に区分し、大項目の下に中項目、小項目を配しています

大項目 1 教育委員会の活動

教育委員会という組織の自らの行動、すなわち教育委員会が自ら行う行為を活動の中心に、5つの中項目に分け点検事項として小項目を設けました。

この大項目については、「評価」というより「点検」といった性格が強く実施年度における行為活動の点検を行うものです。

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

法及び教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成17年若狹町教育委員会規則第6号）の定めるところにより教育委員会の権限のうち教育長に委任せずに教育委員会が自ら管理・執行する事務として区分し、9つの中項目に分けて構成しました。

この中項目については各事業実施年度において教育委員会が実施する性質のものではなく、事象が発生したときに法律等により実施義務が生じるものもあり、大項目1と同様に「点検」の性格が強く、実施年度における事象の発生状況とその事象への対応状況の点検を行うものです。その結果、「当該年度実績なし」という表現の点検結果となる項目もあります。

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会の職務及び事業から大項目 1、2 を除いた部分について管理・執行を教育長に委任して行う事務としてまとめることとし、3 つの中項目、11 の小項目に分けて、点検・評価を行いました。

(3) 点検・評価方法

点検・評価にあたっては、事務事業の成果と課題を総括することで事業実績とし、次年度の取組につなげていくことにより点検・評価を行うこととしました。

(4) 学識経験者の知見の活用

法第 26 条第 2 項に規定による点検及び評価に当たっての学識経験を有する者による知見の活用については、教育委員会事務局が行った自己点検・評価に結果について広い観点からの知見を有し、学校教育や社会教育に携わっている識見の高い方として 2 名から個別に意見を聞きました。

ご意見、ご助言をいただいた学識経験者の方々は次のとおりです。

氏 名	所 属 等
千田 浩司	令和 5 年度若狭町立小中学校校長会会長
鈴木 雄輔	令和 5 年度若狭町 P T A 連合会会長

2 若狭町教育振興基本計画

若狭町 教育振興基本計画

若 狭 町

令和 4 年 4 月

I 若狭町教育振興基本計画について

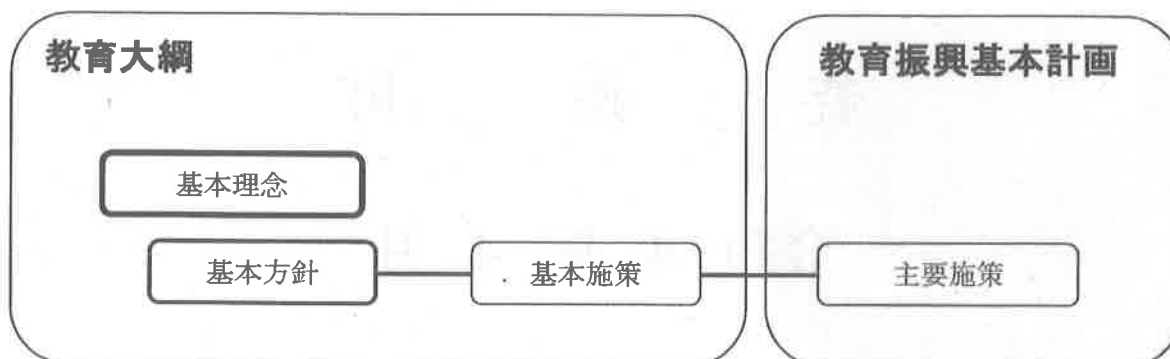
1 設定の趣旨と位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画として、若狭町教育大綱に基づき、教育、文化の振興に関する具体的な施策を定めるものです。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
なお、必要に応じ、教育振興基本計画の内容を見直すこととします。

3 教育振興基本計画の構成



Ⅱ 目指す教育の姿

1 基本理念

自ら学び考える主体性と多様な人々との協働により、「未来を拓く力」を
培う自立と共生の心と、ふるさとへの誇りと愛着心を持ち、グローバルに活
躍できる人材を育成する。

2 基本方針

基本方針1：学校教育の充実

基本方針2：地域力を高める教育の充実

基本方針3：文化の継承と人材の育成

基本方針4：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

Ⅲ 具体的な取り組み

基本方針1：学校教育の充実

基本施策（1）「未来を拓く生きる力」を育てる教育の推進

これからの学校教育で必要な「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学びに向かう態度」の三要素をバランスよく育成していくために、一人一人の児童生徒の個性に応じた指導を重視する必要があります。指導方法や指導体制の工夫改善による「個別最適な学び」と、他者と協働しながら探究的な学習や体験活動を通じ、学んだことを主体的に生かしながら、多様な人との対話を通して新たな価値を創造していく「協働的な学び」の充実を図り、児童生徒の「生きる力」を育成する教育を推進します。

さらに、保小中高の連携を図り、就学・進学段階での円滑な接続や発達と学びの連続性の充実を図ります。

【主要施策】

1 確かな学力の育成
・国、県や本町が実施する学力調査により、基礎的な知識や技能の分析を行い、事後の授業の実践に活用し、授業改善に取り組みます。 ・ICTを活用した一人一人の能力や特性に応じた学びを支援します。
2 探究的な学習の推進
・児童生徒がお互いに協働しながら、地域の課題改善や情報発信など探究的な学習や体験学習を進めます。 ・探究的な学習や体験学習を通じて、ICTを活用し、互いの考えを伝え合う協働の学びを支援します。
3 情報活用能力と論理的思考力の育成
・ICT等を適切かつ効果的に活用し、レポート作成やプレゼンテーション等の活動を通して、互いの考えを伝え合う学習を充実します。 ・プログラミングを体験し、その楽しさを感じられるよう、官民連携したプログラミング教育を推進します。
4 カリキュラム・マネジメントの推進
・ティームティーチング（TT）、少人数指導、習熟度別学習など、児童生徒の実情や地域の実態に合わせた指導体制や指導方法の創意工夫が進められるよう支援します。
5 読書活動の推進
・読む力はあらゆる学習の基盤であり、学習を支える上で重要となるため、学校図書館、図書館パレア館やリブラ館を活用した授業や読書を推進します。

6 教職員の資質向上の推進
・若狭町教育研究会における教職員の資質向上に向けた活動、研修への支援や助言を行います。 ・福井県教育総合研究所の研修や教職員大学への教員派遣など外部機関との連携により、教員の専門性を高め、実践的指導力の向上を図ります。 ・ICTを活用した授業づくりや教材開発に取り組む教員の活動を支援します。
7 教職員の働き方改革の推進
・教職員の超過勤務時間など勤務状況を把握し、分析することで業務の縮減に向けた指導、助言を行います。 ・担任の業務を補助する学校運営支援員や中学校の部活動指導員の配置により教職員の負担軽減を図ります。 ・部活動の外部指導者や顧問の研修会等を開催し、資質の向上を図るとともに、指導者の人材育成を図ります。 ・教職員のストレスチェックにより、メンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、教職員に対する相談体制や支援体制の充実を図ります。
8 学校規模配置適正化への取組
・これからの学びは、他者の多様な意見に触れ、対話の中で自分の考えを深めていくことから一定数の人数での学びが有効と考えられます。そのため、毎年度の出生数の推移を見ながら、保護者や地域と話し合う機会を設け、学校規模配置適正化を進めます。 ・小学校については、複式学級が2学級以上あり、引き続きその状態が続くと見込まれる場合に学校の統合を段階的に進めます。 ・中学校については、現状を維持し、1学年1学級になると見込まれる時点で統廃合を検討します。
9 保小中高連携の推進
・各小学校区において、保育所（園）と小学校の交流会や情報交換会を実施し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を行うため、アプローチ・カリキュラム、スタート・カリキュラムを活用して連携や交流を図ります。 ・小学校から中学校への進学における「中1ギャップ」と呼ばれる急激な学校生活環境の変化による不適應の克服など、義務教育9年間を見通した学習指導・生徒指導などの円滑な接続を行うために指導や支援を行います。 ・中高一貫した探究プログラムの策定や中学校での高校の授業内容を含む発展的授業の強化など、中高一貫教育を支援するとともに、地域の特性を生かした交流や連携を推進します。
10 家庭における学習習慣の確立
・「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣の改善や定着、「ふくいスマートルール」の定着を推進し、学校と家庭が連携して望ましい家庭での学習習慣の確立が図られるよう支援します。

基本方針 1：学校教育の充実

基本施策（2）ふるさとを愛し、自信と誇りを持てる教育の推進

先人が築いた歴史、伝統文化、郷土の自然等に触れる機会を多く持つことで、郷土についての理解を深め、ふるさと若狭町に誇りや愛着心が持てる心豊かな子どもたちを育成する教育を推進します。

また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できる能力や態度を身に付け、児童生徒が社会の一員として自信が持てるよう、勤労観、職業観及び社会性を育成する教育を推進します。

【主要施策】

1 ふるさと学習の推進
・町の歴史、文化、自然環境や観光資源に触れる活動の充実により、地域の魅力に気づき、理解を深め、情報発信するなど、関係機関と連携しながら、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを愛する心の育成を図ります。 ・地域の人との交流活動を通じて、地域の伝統文化の体験、地場産業の体験など、地域の実情に合わせた創意工夫あふれる学習活動を推進します。
2 キャリア教育の推進
・職場体験活動等を通して、働くことや生きることを実感し、将来について考え、社会の中で役割を果たすことについての意義を理解し、必要な態度や能力の育成を図ります。 ・多業種の職業人を招へいし最新の技能や職業意識を学ぶなど、産業界と連携、協力し、将来のキャリアを考える学習を支援します。
3 開かれた学校づくりの推進
・家庭・地域・学校協議会により、学校運営や活動評価を行い、家庭、地域、学校が連携して、教育活動の活性化を図り、地域に根ざした開かれた学校づくりを推進します。 ・地域行事への児童生徒の参加や学校行事などの教育活動への保護者や地域の人の参画など、地域の特性を生かした魅力ある学校づくりを推進します。

基本方針 1：学校教育の充実

基本施策（3）社会の変化に対応した教育の推進

グローバル化の進展により国際社会を生き抜く人材育成のため、外国語教育を通じてコミュニケーション能力の育成を図るとともに、異国文化に対する理解を深める国際理解教育を推進します。

また、ICTの発展によりこれからの超スマート社会を生き抜く人材育成のため、GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を活用した学習に取り組みます。これまでの学校教育の実践とICTを最適に組み合わせることにより、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育を推進します。

さらに、持続可能な社会を創造する担い手を育成するため、人権、環境、貧困、平和など現代社会の様々な課題に目を向け、解決するために一人一人ができることを考えるSDGs学習を推進します。

【主要施策】

1 国際理解教育の推進
・異文化を尊重し、共に生きていくことができる資質や能力の育成を目指し、各教科の特性に応じ、国際理解教育の視点を持つ創意あふれる学習活動を支援します。
2 外国語教育の充実
・県のALTの活用、本町のALTの配置により、一層の言語活動の充実を図り、「聞く・読む・話す・書く」の4技能を育成します。 ・小学校の外国語の教科化に伴い、ALTの配置や外部人材による英語教育の支援体制を継続し、英語に親しむ機会を積極的につくる体制を支援します。 ・若狭町教育研究会等、教職員の英語科指導力の向上に向けた活動や研修への支援や助言を行います。
3 ICTの活用と推進
・GIGAスクール構想における一人一台端末の配備、高速大容量の通信ネットワークの整備により、一人一人の能力や特性に応じた学習や協働学習を効果的に実施する授業改善など、情報教育の推進を図ります。 ・端末の持ち帰りによる遠隔授業、学校間の合同授業、関係機関との双方向型授業など、ICTを最大限活用した教育活動を支援します。 ・若狭町教育研究会等、教職員のICT活用能力の向上に向けた活動や研修への支援や助言を行います。
4 SDGs学習と活動の推進
・人権、環境、貧困、平和など現代社会の様々な課題に目を向け、解決するために一人一人ができることを考え、SDGsを理解する学習を推進します。 ・SDGsの実践意欲を喚起するための学習活動を支援します。

基本方針1：学校教育の充実

基本施策（4）誰もが安全・安心で楽しく学べる教育

子どもの貧困、いじめや不登校問題、また、事件、交通事故や災害に巻き込まれるケースがあることや新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に対する対応など、児童生徒を取り巻く問題が全国的に大きな課題となっています。いじめ、不登校問題は、様々な要因が絡み合っているため解決が難しいケースも増えてきています。関係機関との連携を密にしながら、早期の段階での適切な対応の実施など、個々に応じた支援体制を充実するとともに、事件や事故、災害に巻き込まれないように日常的に危機管理意識を持つことが必要です。児童生徒が自らの命を守る実践力を養うなど、児童生徒が安全安心で、楽しく学べる教育を推進します。

また、特別支援教育や個別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にある中、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の下、共に学ぶことができるインクルーシブ教育の構築の一層の推進を図ります。

【主要施策】

1 教育相談活動の推進
・いじめや不登校などの未然防止、初期対応、自立支援に向けて、学校、家庭や関係機関が連携し、全ての児童生徒が「通うのが楽しい学校」となるよう、相談室を活用し、児童生徒や保護者の教育相談体制の充実を図ります。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、学校や家庭での教育相談体制を充実します。
2 道徳教育の推進
・児童生徒が生命を大切にする心、思いやりの心、善悪の判断ができる心などを育てるため、体験活動の充実や家庭との取組など創意工夫のある授業を推進します。
3 人権教育の推進
・児童生徒がいじめや差別などの様々な人権に関する問題に対して考え、正しく適切な行動ができるように、人権意識や人権感覚を育てる人権教育の充実の支援を行います。
4 情報モラル教育の推進
・児童生徒のスマートフォン等でのSNSの利用によるいじめや依存症による生活習慣の乱れなどの未然防止に向けて、県の「スマートルール」を基に、学校、家庭、関係機関が連携し、インターネットの適正な利用を推進します。
5 特別支援教育の推進
・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する正しい認識を持ち、個別の学習支援など学習活動が円滑に実施できるように、教職員の研修や学習支援員の配置など指導体制の支援を行います。 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援学級と通常学級との交流活動及び共同学習により、児童生徒をはじめ、保護者、地域社会への相互理解のための取組を推進します。 ・保育所（園）、小学校、中学校、高校、特別支援学校及び関係機関が連携して、対象となる児童生徒の状況や支援内容について共通理解を図り、適切な教育相談の充実を図ります。

6 安全安心な学校施設の整備
・児童生徒が安全な学校施設において、安心して学ぶことができる教育環境の整備のため、大規模改修など、施設の長寿命化を図ります。 ・特別支援教育への対応や災害時の利用など様々な状況を考慮し、バリアフリー化を推進します。
7 学校安全の推進
・学校、地域の実情に応じた、実践的な防災訓練、防犯訓練及び交通安全指導の実施により、危機管理意識の高揚と児童生徒が命を守る実践力を養う教育を支援します。 ・学校における通学路の安全点検、整備や見守り隊、家庭、地域など関係機関と協力・連携し、登下校の安全確保に努めます。
8 学校保健の充実
・多様化する児童生徒の心身の健康問題に適切に対応し、地域医療や関係機関と連携し、疾病予防及び疾病の早期発見など児童生徒の健康管理の充実を図ります。 ・薬物の有害性や未成年者の喫煙や飲酒の害などについて、正しい知識と態度を身に付けるため、啓発活動の充実や地域保健関係者と連携した保健教育の充実を図ります。 ・新型コロナウイルス感染症など新たな感染症予防に適切に対応するために、正しい知識の情報収集に努め、新しい生活様式の中で自覚を持った行動ができるよう取り組んでいきます。
9 食育の推進
・地産地消を通じて、食や農業漁業への理解と関心を高め、地域の食材や食文化を生かす食育の充実に取り組みます。 ・食を取り巻く環境の変化に対応した正しい知識の習得や望ましい食習慣の育成に努めます。 ・「学校給食衛生管理基準」に沿った衛生管理を徹底し、安全・安心な学校給食の実施に取り組みます。

基本方針２：地域力を高める教育の充実

基本施策（１）家庭教育環境の充実・支援

家庭教育を支える地域社会の希薄化、家族形態やライフスタイルの多様化が進む中、家庭における教育力の充実が求められています。望ましい生活習慣、社会的ルールやマナー、情報モラルを身に付けるため、家庭と地域が一体となった取組の充実を図ります。

また、全国的に児童虐待が問題となっている中、虐待の予防と虐待を受けた子どもの自立支援について、学校、家庭や関係機関と連携強化を図ります。

【主要施策】

１ 家庭教育の支援
・「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣の改善や定着、「ふくいスマートルール」による適正なインターネット利用などの情報発信や啓発活動を通して、家庭、地域が一体となった取組を支援していきます。 ・ＰＴＡや子ども会、公民館等と連携し、子育て講演会の実施など家庭教育研修の取組を支援します。
２ 相談体制の充実
・学校、地域、行政が連携して、子育て中の保護者に対する情報発信や相談体制を強化し、地域に根ざした活動を支援します。
３ 子どもを守る地域ネットワークの充実
・要保護児童対策地域協議会の設置により、虐待を受けている子どもをはじめとする対象児童等について関係機関と連携し、支援を行います。
４ 安全な子どもの居場所の充実
・子育て支援に対するニーズの高まりから、放課後児童クラブや子ども若者サポートセンター等の設置により、安全な子どもの居場所づくりを充実します。

基本方針２：地域力を高める教育の充実

基本施策（２）次代を担う青少年の健全育成

スマートフォンをはじめとする情報端末機の普及により、青少年の心と行動が見えづらくなっており、特にSNS等のネット上のトラブルが懸念されています。実態に応じた指導など、学校、家庭、地域や関係機関が連携して、青少年の成長を支え、育てる取組を充実していきます。

また、子ども会などの団体活動の支援や中高生を中心としたジュニアリーダーズクラブの参画による「子どもの手による子どもの活動」を支援することにより、子どもたちが様々な活動に参加しやすい環境を整え、自主性・自律性を養うとともに、仲間とのコミュニケーションの中で互いに協力する大切さを学ぶなど、生きる力の基礎となる能力の育成を図ります。

さらに、国際交流を推進し、異文化への理解を深め、心身ともに鍛えながら社会性、協調性、積極性を養い、生きる力を育む活動を充実していきます。

【主要施策】

1 青少年の見守り活動・非行防止活動の充実
・ 青少年の安全で安心な生活を確保するため、青少年愛護センターや地域、家庭、関係機関が連携を密にし、青少年見守り活動・非行防止活動を充実します。
2 心を育てる特色ある体験活動の充実
・ チャレンジウォークや町の特色を生かした体験活動の実施により、青少年の自主性や自律性を養うとともに、仲間との協働性の大切さを学ぶなど、生きる力の基礎となる能力の育成を図ります。 ・ 子ども会活動や地域行事への参画により、ふるさとへの愛着心を育成する活動を支援します。 ・ 「子どもによる子どもの活動」のために、ジュニアリーダーズクラブの活動の支援と、新たなリーダーの育成を図ります。
3 国際交流の推進
・ オーストラリア派遣研修を継続し、他国の自然や文化に触れ、日常生活を通して現地の人々との交流を深め、国際力のある人材を育成します。
4 国内交流の推進
・ 大阪府吹田市と本町の児童やジュニアリーダーの相互交流を図ることにより、自身の可能性を育むとともに、他地域の理解を深め、ふるさとに誇りと愛着心を持った人材を育成します。

基本方針2：地域力を高める教育の充実

基本施策（3）人権教育の推進

全ての町民が地域社会の一員として、互いに信頼し合い、尊重し合い、助け合いながら充実した生活を送ることができるために、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて人権教育を推進し、人権尊重の理念に対する町民の理解を深め、他者を思いやる豊かな人間性の育成を図ります。

【主要施策】

1 人権教育の推進
・差別のない明るい町をつくるため、学校、地域の公民館等と連携して、人権問題に対する正しい理解と意識の高揚を図る人権教育を推進します。 ・本町の歴史的偉人から人間としての生き方、社会への貢献や命の大切さを学ぶ学習を推進します。
2 啓発活動の推進
・差別、いじめ、いやがらせ等の防止につなげ、他者を思いやる豊かな人間性の育成のため、人権メッセージ等の募集、人権意識高揚大会の開催等を通して、人権について考える機会を創出するとともに、啓発活動を推進します。

基本方針 2：地域力を高める教育の充実

基本施策（４）公民館を活用した学習機会の充実と地域リーダーの育成

中央公民館（リブラ若狭）を拠点とし、誰もが生涯を通じて時代に即した学習が行えるよう情報を発信し、学習の機会を提供します。

また、地区公民館を中心に、より多くの人たちの地域活動への参加を促し、地域の活性化、課題解決や住民の交流促進を進める事業を支援し、地域に必要なリーダーを育成します。

さらに、地域づくりに資する団体、働く世代、子育て世代などあらゆる世代が気軽に利用できるような公民館を目指します。

【主要施策】

1 中央公民館を拠点とした集い・学ぶ環境づくり
・町民一人一人が自己の教養を深めるため、時代に即した生涯を通じた学習が行えるよう、情報発信や学習の機会の充実を図ります。
2 地区公民館を拠点とした地域づくりの推進
・地域活動の拠点としての地区公民館の役割を一層充実し、地域の様々な課題に対する学習や研修の機会の充実を図ります。 ・地域づくり協議会をはじめ各種団体が協力し合い、地区の活性化に向けた地域づくり活動を支援します。 ・自然、歴史、文化など魅力ある資源を生かし、地域の子どもから大人までが交流しながら、伝統文化の継承や地域活性化を図る活動を支援します。 ・地区公民館は、地区住民の最も身近な活動や学習の場であるとともに、災害時の避難所としての機能も担っており、地区において重要な施設であることから、安全で安心して利用できるように施設の整備を推進します。
3 地域人材の育成
・社会教育、文化、スポーツなどの各種団体等が行う学習や交流を通じた団体の活性化の取組や指導者やリーダーの育成の取組を支援します。 ・様々な分野で専門的な知識や技能を持つ人材を発掘し、まちづくりに必要なリーダーの育成を図ります。

基本方針3：文化の継承と人材の育成

基本施策（1）自然遺産を活かした共生と循環の環境学習の推進

国指定名勝・ラムサール条約登録湿地である三方五湖をはじめとする里山里海湖^{さとやまさとうみ}において、自然の保全や再生の取組を推進するとともに、縄文文化が語る「共生と循環」を基本としながら、学校、地域や関係機関と連携して環境学習を推進します。

【主要施策】

1 自然遺産を活かした環境学習の推進
・国指定名勝・ラムサール条約登録湿地である三方五湖をはじめとする里山里海湖など自然の豊かさを活かして、学校、地域、福井県里山里海湖研究所など関係機関と連携しながら、自然体験等を通じて、自然の大切さを学ぶ環境学習を推進します。
2 三方五湖の保全と再生の推進
・三方五湖自然再生協議会が中心となり、近隣市町と連携しながら、環境保全活動を継続し、里地里山や水環境など自然環境の保全を更に推進します。 ・自然再生に関わる団体の活動を支援するとともに、町民の自然環境や景観保護への意識啓発活動を実施し、町全体での保全・再生への取組を推進します。
3 世界標準「年縞」を活用した学習の推進
・地質年代の世界標準となった水月湖「年縞」の形成のプロセスやその希少性について、福井県年縞博物館と連携しながら、研究、教育活動を推進します。 ・福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の連携を強化し、年縞と縄文文化を活用することにより、文化、教育のみならず観光分野とも協力しながら地域の活性化を図ります。

基本方針3：文化の継承と人材の育成

基本施策（2）歴史文化遺産の保存と活用による学習の推進

本町には我が国を代表する縄文や古墳時代の史跡や、日本遺産としての鯖街道、重要伝統的建造物群保存地区の熊川宿など、数多くの歴史文化遺産があります。これらの遺産を後世につなぐための文化財の保存修理や史跡等の復元整備及び体験活動等を通じて、ふるさとの歴史学習を推進します。

また、地域に伝わる伝統文化は、地域のコミュニティの核となっていることから、伝統文化の保存継承に向けた郷土学習を支援します。

【主要施策】

1 歴史文化遺産を活かした学習の充実
・縄文や古墳時代の史跡、鯖街道や熊川宿など多くの歴史文化遺産に触れる機会を増やし、体験学習や講演会などを通じて、子どもから大人までがふるさとの愛着や誇りにつながる学習を推進します。
2 文化財の保存と活用の推進
・文化財の調査研究を進め、ふるさとの貴重な財産を後世に伝えるため、保存と継承の取組を推進します。 ・身近な地域の歴史や文化財の情報を、デジタル技術等を活用して発信をすることで、広く学びの機会を提供し、町民がその価値を認識することにより、町全体で保存と活用の取組を推進します。 ・文化財の保存と活用の取組については、若狭町文化財保存活用地域計画に基づき実施します。
3 日本遺産「^{みけつくに}御食国若狭と鯖街道」による広域連携
・日本遺産の構成文化財である古墳群や熊川宿などの整備を推進するとともに、周辺地域や近隣市町とも広域に連携しながら保存と活用の取組を推進します。
4 伝統文化の保存と継承の推進
・地域に伝わる祭りや伝統芸能など伝統文化を保存し、継承していくため郷土学習を推進するとともに、普及活動や広報活動の支援を行います。 ・伝統文化の体験の場の提供する保存団体等を支援し、後継者の育成を図ります。

基本方針 3：文化の継承と人材の育成

基本施策（3）文化芸術活動の推進・支援

身近な場所で文化芸術に触れ、親しむことができる機会を提供し、多くの町民が優れた文化芸術を体感する中で、感性や創造性を磨き、心豊かな人間性を育む「鑑賞教育」の充実を図ります。

また文化芸術活動を通じ、新しい芸術文化の創造と新たなコミュニティの形成を図るとともに、民間活力を活かし、地域の文化芸術の継続、発展を推進します。

【主要施策】

1 芸術鑑賞の機会の充実
・子どもから大人まで、あらゆる年代や立場の人々が豊かな心や感性、創造性を育めるよう、優れた文化芸術に触れる機会の充実を図ります。 ・デジタル配信など時代に即した新しい形の芸術鑑賞や発表の場を創出し、より多くの人々が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。
2 文化芸術を担う人材の育成・支援
・文化芸術を通して、創造（想像）する力を養い、新しい時代、新しいまちづくりを担う人材の育成を図ります。 ・文化芸術を核として新しい仲間づくりの場となるよう、様々な立場の人々が集い、交流が生まれる機会を創出する活動を支援します。
3 文化の活動拠点の充実
・パレア若狭が持つ複合施設という特性を活かし、分野を横断した新しい文化芸術を発信するとともに、地域の様々な団体と連携し、生涯にわたり町民が文化芸術に親しみ学び続けられるよう活動拠点の充実を図ります。 ・文化芸術活動を担う団体や個人に活動の場を提供することにより、文化団体等の活性化を図り、文化芸術の継続、発展を図ります。

基本方針3：文化の継承と人材の育成

基本施策（4）図書館活動の推進

読書を通じて、読解力、想像力、思考力などの生きる基礎力を養うことを目的に、多くの町民が本と親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、生涯にわたった学びの機会を充実させるため、学校をはじめ、家庭、地域と連携しながら、読書推進活動を支援していきます。

【主要施策】

1 子どもの読書活動の推進
・小中学校と連携を密にし、団体貸出やブックトーク等を積極的に行い、児童生徒が多種多様な本と出会える機会を充実します。 ・ブックスタート、お話し会、各種行事などを通じて、幼児期から青少年までの読書普及活動を推進します。
2 図書館サービスの充実
・赤ちゃんスマイル事業と連携して絵本の引換を図書館で行うことにより、乳幼児の保護者への図書館の周知と利用促進を図ります。 ・図書館アプリを活用し、利用者カード受け渡しの簡略化や予約・貸出延長等利便性の向上を図ります。 ・窓口業務を民間委託し、販促やじゃっ句※の活用により、利用者サービスを充実させ、図書館利用の促進を図ります。
3 読書ボランティアの育成
・読書ボランティア、読書会等の団体と協力し、講習会や研修会の実施により、団体活動の支援を行うとともに、人材の育成を図ります。

※じゃっ句：人の心をひきつける短い文句。キャッチフレーズ。

基本方針4：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

基本施策（1）児童生徒の体力・運動能力の向上

子どもの時期から運動やスポーツに親しみ、身体的能力の基礎を養う活動が重要であり、学校体育を通じて、心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験、健康、安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図ります。

また、中学校部活動では競技経験や指導経験の少ない教職員が顧問を担当することがあるため、外部指導者の育成や地域クラブの協力など、持続可能な部活動の推進を図ります。

【主要施策】

1	学校体育の充実
	・児童生徒の健康や体力の維持向上のため、楽しみながら運動習慣を身に付ける資質や能力を育む体育学習や学校の特性に応じた創意工夫のある体育的活動の充実を支援します。 ・小中学校にトップアスリートなど外部指導者の指導を得ながら、正しい動作の習得や楽しみながら運動する取組を支援します。
2	中学校部活動の支援
	・中学校の運動部活動において、部活動指導員を配置するなど、教職員の負担軽減を図るとともに、技術向上の支援を行います。 ・休日の部活動など、地域クラブ活動との連携や協力により、指導や運営に係る体制の在り方について検討し、持続可能な部活動の推進を図ります。

基本方針4：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

基本施策（2）スポーツに親しめる環境づくり

町民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しみ、健康づくり、体力づくりや地域での交流を図ることにより、子どもから高齢者まで生涯を通じて日常的にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

また、スポーツ少年団や各種競技団体など子どもを育成する団体は、児童期におけるスポーツをする喜びと、自発的な運動やチームワークの醸成、各種大会を通じた交流活動など、子どもの成長に大きな役割を果たしているため、指導者の養成や団体活動の継続的な支援をしていきます。

【主要施策】

1 生涯スポーツの推進
・各種スポーツ教室や講座の充実を図り、子どもから大人まで誰もが気軽に取り組めるニュースポーツや参加しやすいスポーツの普及を図ります。 ・健康寿命を延伸するため、生きがいづくりや健康づくりとして、関係機関と連携して、生涯スポーツに親しめる環境づくりを推進します。
2 競技スポーツの支援と人材育成
・子どもたちがスポーツに興味を持ち、スポーツをする喜びと、自発的な運動やチームワークの醸成など、大きな役割を果たしているスポーツ少年団の活動を支援します。 ・スポーツ少年団の活動時間などのルールの徹底など、子どもの成長に合わせた指導や活動となるように、指導者研修会を開催するなど指導者の養成と新たな指導者の育成の支援を行います。 ・競技スポーツを実践している各種団体が行う事業に対し支援を行うとともに、各団体が連携を取りながら、町全体の競技スポーツの普及振興に努めます。
3 スポーツ施設の充実
・利用者のニーズや活動の実態を捉え、適切なスポーツ施設の維持管理、整備を行い、利用しやすい環境づくりを図ります。 ・老朽化したスポーツ施設の改修や廃止等十分に検討し、利用者が安全で安心して気軽にスポーツを楽しむことができるように計画的に進めます。 ・スポーツ施設のオンライン予約システムを導入し、利用者の利便性の向上を図ります。

基本方針4：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

基本施策（3）競技力を高めるための環境づくり

スポーツ競技における地元選手や地元チームの活躍は、町のスポーツ振興や活性化につながります。競技スポーツ団体の強化・支援を推進するとともに、全国で活躍するスポーツ選手やプロ選手などによる技術指導などを通じて、選手の競技意識や競技力の向上を目指し、全国で活躍できる人材の育成を図ります。

【主要施策】

1 選手を育成する体制づくりの推進
・全国で活躍するトップアスリートの外部指導による技術指導や講演会等を通じて、町民のスポーツに対する関心を更に高めるとともに、地元の代表として全国で活躍できる選手の育成を図ります。 ・専門的なスポーツ指導ができる地域スポーツ指導者を養成し、選手を育成する活動を支援します。
2 全国活躍する選手の支援
・小学生から高齢者まで様々なスポーツにおいて、県大会や全国大会などで活躍され、優秀な成績を収めている選手を奨励することにより、スポーツ振興の発展と競技力の向上を図ります。

計画の推進と進捗管理

本計画の推進に当たっては、教育に対する要望や意見を幅広く聴取し、家庭、地域学校との連携を図りながら、施策を推進します。

また、本計画に掲げた施策の推進のために、進捗状況の管理を行います。

1. 町と関係機関等の連携による施策の推進

- ・本計画に示した基本理念、基本方針、主要施策が広く町民に理解、共有されるように、本計画はもとより、教育施策全般に関する情報発信を行うとともに、要望や意見の聴取、学校の実情等の把握により、町全体で本計画を推進します。
- ・小中学校の主体性を尊重し、情報交換を密にしながら連携強化を図ります。また、教育に関わる様々な関係機関とも連携、協力し、施策を円滑かつ効果的に推進します。
- ・総合教育会議における本町の教育に関する町長との協議、調整をはじめ、部局間の連携を図り、横断的、総合的に施策に取り組みます。

2. 計画の進捗管理

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、毎年度の施策の進捗状況を点検、評価し、その結果を報告します。
- ・点検、評価の結果は、PDCAサイクル（Plan「企画・立案」⇒Do「実施」⇒Check「分析・評価」⇒Action「改善」）の考えに基づき、翌年度以降の施策に反映させて行きます。
- ・社会情勢や経済情勢の大きな変化や、国の制度改正等が生じた場合は、計画期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 若狭町教育委員会の活動状況

1) 教育委員会会議の実施

教育委員会会議は、毎月1回「定例会」を実施し、必要に応じて「臨時会」を開催。

- ・定例会………12回
- ・臨時会………実施なし

教育委員会審議案件等一覧

年月日	会議名	議案番号	件 名
R5.4.26	4月定例会	1	若狭町教育委員会が委嘱する者の承認について (公民館運営審議会委員)
		協議	夏休み中の学校一斉休業日について
		協議	小中学校体育大会について
		協議	学校規模配置適正化について
		協議	教育委員会の事務管理及び執行の状況の点検・評価報告書(案)について(令和4年度実施事業対象)
		報告	新型コロナウイルス感染症にう係る政府の見解・動向等について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R5.5.17	5月定例会	協議	教育委員会の事務管理及び執行の状況の点検・評価報告書(案)について(令和4年度実施事業対象)
		協議	学校規模配置適正化について
		報告	小中学校体育大会について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R5.6.20	6月定例会	2	若狭町教育委員会が任命する委員の承認について (図書館協議会委員)
		3	要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
		4	区域外就学の承認について
		協議	学校規模配置適正化について
		報告	上中中学校修学旅行の経過について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R5.7.26	7月定例会	5	令和6年度使用小学校教科用図書の採択について
		6	区域外就学の承認について
		7	若狭町公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
		8	若狭町B&G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則について
		9	若狭町体育館施設条例施行規則の一部を改正する規則について
		10	若狭町自然休養村管理センター条例施行規則の一部改正について
		協議	学校規模配置適正化について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R5.8.23	8月定例会	協議	若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
		協議	若狭地方教育委員会連絡協議会教育委員研修会について
		協議	学校規模配置適正化について
		協議	教育委員視察研修について
		協議	小中学校体育大会について
		報告	教育委員会関係行事予定について

年月日	会議名	議案番号	件 名
R5.9.19	9月定例会	11	要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
		協議	学校訪問について
		協議	学校規模配置適正化について
		協議	若狭地方教育委員会連絡協議会教育委員研修会について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R5.10.30	10月定例会	12	若狭町教育委員会個人情報保護規則の廃止について
		13	若狭町立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
		14	若狭町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について
		15～17	区域外就学の承認について
		協議	若狭地方教育委員会連絡協議会教育委員研修会について
		協議	町教育委員視察研修について
		協議	学校規模配置適正化について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R5.11.15	11月定例会	協議	視察研修について
		協議	学校規模配置適正化について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R5.12.22	12月定例会	18	要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
		19	若狭町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
		協議	二十歳のつどいについて
		協議	学校規模配置適正化について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R6.1.31	1月定例会	20	要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
		協議	若狭町伝統的建造物群保存地区保存計画変更に係る若狭町伝統的建造物群保存地区審議会への諮問について
		協議	学校規模配置適正化について
		協議	小中学校の卒業式について
		報告	若狭町部活動ガイドラインについて
		報告	教育委員会関係行事予定について
R6.2.20	2月定例会	21	若狭町立図書館条例施行規則の一部改正について
		22	若狭町伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について
		23	区域外就学の承認について
		24	令和6年度福井県義務教育諸学校教科用図書採択嶺南地区協議会の設置等について
		協議	学校規模配置適正化について
		報告	放課後児童クラブについて(静岡大学 富田准教授)
		報告	教育委員会関係行事予定について
R6.3.5	3月定例会	25	若狭町教育委員会が任命する者の承認について (各地区公民館長)
		26	若狭町教育委員会が任命する委員の承認について (若狭町社会教育指導員)
		27	若狭町立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
		28	区域外就学の承認について
		協議	学校規模配置適正化計画について
		協議	休日部活動の地域移行について
		報告	教育委員会関係行事予定について

4 若狭町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

教育委員会は、その権限に属する事務の管理・執行状況等の点検・評価を行い、教育委員会の活動を一層活性化することにより、学校教育・社会教育の充実を図り、児童生徒の未来を拓く力の育成や生涯学習のまちづくりに資することを目指す。
また、当該年度の事務事業については、事業実績をもとに次年度の取組を検討することとする。

大項目	中項目	小項目	令和5年度 点検・評価
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議の運営改善	教育委員会会議の開催回数	定例会を12回開催。
		教育委員会会議の運営上の工夫	会議目的、内容の明瞭化のため資料の簡素・合理化に努めた。
	(2)教育委員会の会議の公開	教育委員会会議の傍聴者の状況	傍聴実績なし。
		会議録の公開・広報活動の状況	会議録請求実績なし(請求に応じ公開する)。
	(3)教育委員会と事務局の連携	教育委員会と事務局の連携	教育委員と事務局員が緊密な連絡体制を築き、情報や課題の共通認識を図った。
	(4)教育委員会の自己研鑽	研修会などへの参加状況	市町教育委員会研修会(勝山市)、若狭地方教育委員会研修会(高浜町)の参加のほか、視察研修(放課後児童クラブ・校舎等跡地利用)を実施した。
	(5)学校及び教育施設に対する支援・条件整備	学校および学校施設の現状把握	学校訪問し、現状、課題の聞き取り調査を実施し現状を把握した。
		所管施設の現状把握	地域や公民館活動の参加などを通じて、所管施設の把握に努めた。

大項目	中項目	小項目	令和5年度 点検・評価
2 教育委員会が管理・執行する事務		(1)教育行政の運営に関する基本方針を定めること	令和4年度から見直した教育大綱、教育振興基本計画(令和4年度～令和8年度)を推進した。
		(2)教育委員会規則及び規定を制定し、又は改廃すること	若狭町公民館条例施行規則の一部を改正する規則について 若狭町体育館施設条例規則の一部を改正する規則について 他8件
		(3)教育予算その他議会議決を経るべき議案の原案を決定すること	案件なし。
		(4)教育委員会の所管に属する学校その他教育機関を設置し、又は廃止すること	学校規模配置適正化基本計画の見直しについて協議を実施。 瓜生・熊川小学校は保護者、地区との協議を進め、統廃合実行委員会を設置し、令和7年4月の開校に向けて準備を進めた。また、子育て支援課と合同で、野木地区と意見交換を実施した。
		(5)教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関すること	公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、各地区公民館長、社会教育指導員、社会教育委員の任命又は委嘱。
		(6)教科用図書の採択の決定に関すること	県義務教育諸学校教科用図書採択嶺南地区協議会の設置に同意し、教科書採択に参画した。 令和6年度の委員選出。
		(7)通学区域を設定し、又は変更すること	案件なし。
		(8)文化財指定し、又は指定を解除すること	案件なし。
		(9)請願、陳情、訴訟及び異議の申し立てに関すること	案件なし。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取り組み
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	学校教育の充実	(1)「未来を拓く生きる力」を育てる教育	確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査、福井県学力調査、町立小学校学力調査の実施。 調査結果の評価・分析を行ったが、英語の結果が良くなった。	引き続き、全国学力・学習状況調査、福井県学力調査、町立小学校学力調査を実施し、授業の改善に努める。英語については、英語指導専任の教員を配置し、小中連携も深める取り組みを進める。
			探究的な学習の推進	「地域の良さ」という事をキーワードに全学校でふるさと学習を行った。その中で、体験学習を通じて探究的な学習を深めていった。	地域についての学習は1年間では終了できないため、継続して地域について学び、体験学習を通じ、探究的な学習を進めていく。
			情報活用能力と論理的思考力の育成	身近な家電のプログラムを作成する活動を通して論理的思考の育成を図ったが、学校により、プログラミングの機材が不足していたり、指導レベルにも差があるようにも感じられた。	WEB上の情報の正誤を読み取る活動や、問題解決のための安全・適切なプログラムの制作などICTを活用して情報活用能力と論理的思考の育成を推進していく。
			カリキュラム・マネジメントの推進	学習支援員や英語専科教諭の配置により、児童生徒の実態に合った学習や専門的な学習を行えるように推進した。	教科の横断的な視点で教育課程編成を行い、引き続き指導的な体制の確保を行う。
			読書活動の推進	リブラ若狭、パレア若狭内の図書館の図書貸出、ブックトークを活用し、読書の推進を図った。 学校図書館の充実として小学校933千円中学校400千円分購入。	町立図書館の団体貸出、ブックトークなどの活用と小中学校図書館の蔵書の充実を図る。また、R6年度において、図書・新聞購入費を増額した。
			教職員の資質向上の推進	福井県教育総合研究所や嶺南教育事務所など外部機関との連携により、教員の専門性および指導力の向上に努めた。	これからの時代の教員に求められる資質能力向上のため、引き続き諸機関での研修や教職大学院への積極的な派遣を推進する。
			教職員の働き方改革の推進	担任の業務を補助する学校運営支援員や部活動指導員の配置により教職員の負担軽減を図った。	引き続き、学校運営支援員や部活動指導員を配置し、教職員の負担軽減を図る。また、教職員を対象に業務改善の研修会を開催する。
			学校規模配置適正化への取組	瓜生小学校と熊川小学校の統廃合に向けて、保護者や地域と協議し令和7年4月の統合を決定。統廃合準備委員会を立ち上げ、協議を進めた。また、将来、複式学級化が予測される、野木小学校区の地協と意見交換を行った。学校規模配置適正化計画についても、見直しについて協議した。	引き続き、瓜生小学校と熊川小学校との統合に向けて保護者や地域と協議を進める。また、学校規模配置適正化計画の内容についても引き続き協議し、パブリックコメントなども実施する。 複式学級の常態化が進む学校や地域での説明会や意見交換なども実施する。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取り組み
			保小中校連携の推進	全ての小学校区で「連携推進計画」を作成。保育所(園)での取り組みをスタートカリキュラムに反映させることで、小学校教育への円滑な移行が果たせた。	保育所(園)と小学校、小学校と中学校それぞれの交流会や連絡会等を通じ、幼児教育から小学校教育、小学校教育から中学校教育への円滑な移行をさらに推進する。
			家庭における学習習慣の確立	メディア漬けやスマホ依存になり、家庭学習時間が減少しないように、生活習慣チェックを行った。	家庭で個別最適な学習が行えるデジタルドリル教材を利用することで、家庭で過ごす時間の中で、学習時間が減少しないように、タブレット持ち帰りを推進していく。
		(2)ふるさとを愛し、自信と誇りを持てる教育の推進	ふるさと学習の推進	若狭町に関するCMを作る活動を通して、地域の歴史や文化に触れふるさとを愛する心の育成を図った。 実施校：気山小学校・三方中学校	「総合的な学習の時間」等で若狭町の歴史や文化、地場産業について調べ情報発信を行う活動を通じ、ふるさとを愛する子どもの育成を推進していく。
			キャリア教育の推進	地域について調べる中で、地場産業に従事する方と関わりを通じ児童生徒の職業観を育てた。	児童生徒と地域の職業人との関わりを継続し、職業観の育成を推進していく。また、中学校においては職場体験学習を推進していく。
			開かれた学校づくりの推進	稲作づくりや梅加工体験、葛加工など、地域の農産物における実習を行うことで、住民との交流を深め地域に根ざした取り組みを実施。	体験活動等を通じて地域との交流を深め、学校と地域が連携しながら地域の特性を生かした学校づくりを行う。
		(3)社会の変化に対応した教育の推進	国際理解教育の推進	中学校には県、小学校には町がALTを配置することで外国人と親しみ異文化に触れる機会を確保した。	引き続きALTを全学校に配置し、異文化に触れる機会を確保し、更なる国際理解を推進する。
			外国語教育の推進	小学校の中学年には、外国語指導助手、高学年には英語専科教諭を加配することでより専門的な外国語教育を推進した。	引き続き、外国語指導助手・英語専科教諭を配置し外国語教育を推進する。
			ICTの活用と推進	一人一台端末を活用して「一斉学習」主体の教育から「協働学習」に主体を置く授業を推進した。ICT支援員を1名配置し、教職員のICTスキルの向上を図った。	一人一台端末を活用し、協働学習を効果的に実施できるようにICT支援員を配置し、児童生徒のICT機器操作支援や情報モラル指導の推進を図る。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取り組み
			SDGs学習と活動の推進	わかさSDGs探究推進事業により、SDGsについて学ぶために小学校に20万、中学校に40万の補助を行った。各学校では、それぞれのテーマに基づき、探究学習を実施した。	前年度同様、若狭町で持続可能な開発目標とは何かを考える学習を実施し、成果について、今年度は、発表する機会を設ける。
		(4)誰もが安全・安心で楽しく学べる教育	教育相談活動の推進	SC、SSWを活用することで、気がかりな生徒や不登校児童における生徒・保護者に対して支援。 SC配置時間 三方中:303時間、上中中:334時間	引き続きSC(スクールカウンセラー)の配置、SSW(スクールソーシャルワーカー)の活用を行い、教育相談体制の充実を図る。
			道徳教育の推進	町内小中学校の道徳教育推進教師が研修会へ積極的に参加し、各校における道徳教育の充実を図った。	教職員に対しての研修を実施し、授業を通じて生徒に還元することを実施。
			人権教育の推進	いじめや差別に関連する授業として、弁護士を活用した事業をみそみ小学校で実施。	引き続き、いじめや差別に関する授業を行うことで、関心を持っていじめを未然に防ぎ、子ども達の意識を高めていく。また、いじめを絶対に許さない児童生徒を育成する。
			情報モラル教育の推進	SNSのマナーや実際に起こったトラブルについて教育講演会を行った。タブレットにフィルタリング機能を導入し、タブレットを利用したいじめ等の早期発見を図った。	SNSの利用方法や家庭でのルールについて等、機会を捉え、情報モラルについて、繰り返し指導を行う。
			特別支援教育の推進	特別な教育的支援が必要な児童生徒の理解を深め、個々の特性に応じた教育支援実施のため、教職員の研修や学習支援員の配置など指導体制の支援を行った。 ・特別支援教育コーディネーター研究会2回開催。 ・就学指導・相談体制の構築、充実のため、就学支援委員会専門員(調査員)を11名委嘱し、教員のスキルアップのための研修を実施。 ・全小中学校(小学校21人、中学校6人)に学習支援員を配置し、支援や配慮を必要とする児童生徒への学校生活支援や学習支援を行った。	引き続き、教職員の研修や学習支援員の配置など指導体制の充実に努める。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取り組み
			安全安心な学校施設の整備	上中地域の小中学校について、建築物定期点検を実施し危険箇所の判定を行った。また、学校施設の要修繕箇所については、緊急性の高いものから順次修繕を実施した。	三方地域の小中学校について、建築物定期点検を実施する。高温期の熱中対策として、全小中学校の特別教室(音楽室・理科室)に空調機器を設置する。
			学校安全の推進	通学路について、合同点検を行い関係機関と連携して危険箇所の対策を行った。	引き続き、合同点検を行い通学路の危険な箇所について対策を実施する。
			学校保健の充実	多様化する児童生徒の心身の健康問題に適切に対応するため、関係機関と連携し疾病予防及び疾病の早期発見など児童生徒の健康管理に努めた。	新たな感染症予防に適切に対応するため、正しい知識の情報収集に努め、新しい生活様式の中で自覚を持った行動ができる児童生徒の育成を図る。
			食育の推進	町内産ネギやサワラ、ワカメ、梅干に加え、小学生が栽培した有機米を新たに給食食材に取り入れ、地産地消を通じて、農業・漁業、流通や環境への理解と関心を高め、地域の食材や食文化を学ぶ食育に取り組んだ。	味覚体験や和食の文化を学ぶ教室、農林漁業体験などを通じて、食に関する指導の充実を図るとともに、郷土料理や行事食の普及・継承に努め、「共生と循環」の考え方を取り入れた環境保全型農業体験を推進する。
	地域力を高める教育の充実	(1)家庭教育の充実・支援	家庭教育の支援	子育て支援センター行事などを利用して、子育てのヒントとなる事柄について毎回10組程度の親子が集まり学ぶことができた。	子育て支援センターの利用促進を図るとともに、父親の子育てへの参加を促す行事なども企画し、家庭の教育力の向上を目指す。
			相談体制の充実	出産後の乳児家庭全戸訪問から始まり、家庭相談員による家庭訪問支援や各月齢に応じた育児教室を実施することにより、誰もが安心してその時期の困りごとなどを相談することができた。	育児教室や乳幼児健診などの機会をフルに生かし、子育てに関する相談を受けるとともに、必要に応じて家庭相談員による家庭支援、家族支援を実施する。
			子どもを守る地域ネットワークの充実	地域の民生児童委員との情報共有により、その地域の課題を把握するなどきめ細かな対応ができた。	地域の各機関、団体と情報共有する機会を設け、民生児童委員等を中心に子育て世代や子どもたちを支える活動につなげていく。
			安全な子どもの居場所の充実	三方、上中地域にそれぞれ1か所児童クラブを設け実施することで、放課後や長期休業期間中における子どもの居場所の確保を行った。	放課後児童クラブ、放課後子ども教室を活用しながら、子ども達の預かりを継続的に実施していく。上中地域に新たな拠点を整備し、更なるサービスの充実を図る。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取り組み
		(2)次代を担う青少年の健全育成	青少年の見守り活動・非行防止活動の充実 心を育てる特色ある体験活動の充実 国際交流の推進 国内交流の推進	安全安心まちづくり推進協議会と合同で街頭啓発活動を1回、各地区愛護センター補導員による補導活動を計25回実施。青少年見守り活動の呼びかけや補導を行った。 チャレンジウォークを1泊2日の日程で開催した。30名の児童が参加し、敦賀の色浜〜リブラ若狭までの行程を完歩し、心身の成長に寄与した。 派遣研修を5年ぶりに実施。中学3年生〜高校3年生までの27名と成年リーダー3名を加えた30名の研修団で実施した。 第51回として、吹田市にて開催した。若狭町からは15名の児童が参加し、吹田市の児童と夕食を作ったり、キャンプファイヤーをしたりして交流を深めた。	引き続き安全安心まちづくり推進会議と連携し啓発活動を行う。また、各地区愛護センター補導員による補導活動についても同様に行う。 引き続き、チャレンジウォークを実施する。子ども会活動として、事務局・地区役員・JL(ジュニアリーダー)と連携しながら実施する。 今後もより多くの研修生が参加し、研修を通して国際力のある人材育成につなげていくよう努める。 今後も吹田市との交流を踏まえ、養成研修会を通して、リーダーの育成に取り組み、相互交流を図ることにより自身の可能性を育む。
		(3)人権教育の推進	人権教育の推進 啓発活動の推進	人権教育推進協議会において、研修会への参加や、人権ワークショップを行うなど積極的に研修を実施した。 人権啓発活動として、人権メッセージを募集した。標語、詩、作文、絵手紙、1,245点の応募作品があり、人権意識高揚大会(10/15)において、優秀作品20点の表彰と発表、作品講評を行った。 第2部において、人権映画の上映も実施した。また、入賞作品の冊子を作成・全戸配布を行い人権意識の高揚を図った。	引き続き、人権教育推進協議会において、積極的に研修に参加し、ワークショップなどの研修を行い、人権教育の推進を図る。 人権メッセージの募集 ・人権教育・人権啓発の一環として人権メッセージを募集し、人権に対する意識の高揚を図る。 人権意識高揚大会 ・人が互いに思いやる豊かな心を育むために、人権意識の高揚と啓発を図る。
		(4)公民館を活用した学習機会の充実と地域リーダーの育成	団体やグループの主体的活動の支援と指導者、リーダーの養成	リブラ若狭に各種団体やグループの活動拠点として団体活動室を設け、利便性向上を図った。	各種団体やグループが利用しやすい環境を整える。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取り組み
			地区公民館を拠点とした地域づくりの推進	地域の特性を活かした自主企画事業を支援し、住民主体の地域づくりの拠点活動を推進した。公民館では、主な主催事業としてグラウンドゴルフなどのスポーツ大会や花づくりや健康をテーマにした講座や、視察研修旅行などを開催した。また地域づくり協議会との共催事業として、地域の歴史や自然に触れるウォーキング大会などを実施した。	公民館を拠点とした地域づくり活動を推進するため、引き続き、住民主体の地域づくり活動を支援していく。
			地域人材の育成	地区公民館では、地域づくり協議会との共催事業により、地域の課題解決や住民の交流促進を進め、まちづくりに必要なリーダーの育成を図った。	地区公民館を中心に、地区住民の地域活動への参加を促し、地域の活性化、課題解決や住民の交流促進を進める事業を支援し、地域に必要なリーダーの育成に取り組む。
	スポーツ活動の振興、健康・体力づくりの推進	(1)児童生徒の体力・運動能力の向上	学校体育の充実	各校の体力づくりにおける課題を把握し、体育の授業や特別活動などや教育課程外の家庭や地域においても重点目標を定め児童生徒の体力づくり推進を図った。	具体的な活動場面を想定した目標を定めた体力づくりを推進していく。
			中学校部活動の支援	中体連主催の大会や県の吹奏楽コンクールやコンテストに参加する生徒の送迎を行った。部活動の休日地域移行に向けて、各種競技団体等による検討委員会を立ち上げ、今後の工程表を作成した。	R8年度に休日部活動を完全に移行させるために、作成した工程表に基づき、スムーズに休日部活動の地域移行が行えるように適切な支援を行っていく。
		(2)スポーツに親しめる環境づくり	生涯スポーツの推進	スポーツ推進委員と共にサロンや小学校等の依頼を受けニュースポーツ教室の出張講座を行った。またPTA連合会のポッチャ大会に協力し、他団体との連携した事業が実施した。	町内小学校や地域づくり団体、各集落のサロン等に対して継続して広報を行い、ニュースポーツを通じた生涯スポーツの推進に取り組んでいく。また、新たなニュースポーツの実施に向けた研鑽に取り組む。
			競技スポーツの支援と人材育成	県民スポーツ祭に参加した町スポーツ協会加盟の種目競技団体に対して継続した助成を行った。助成団体数：10団体	県民スポーツ祭に参加する種目競技団体に対して継続して助成を行い、町全体の競技スポーツの普及推進に努めていく。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取り組み
			スポーツ施設の充実	利用者の更なる利便を図るためスポーツ施設のオンライン予約システムを導入した。 一方、町管理計画に基づき、老朽化したスポーツ施設を解体し、若狭町勤労者体育館、若狭町三方プールを廃止した。	若狭町勤労者体育館の解体に伴い整備した駐車場に対する飛球の対策として、三方グラウンドへの防球ネットの設置、また、施設の老朽化に伴う種目団体からの要望を受け朝霧テニスコートの半面張替えを実施する。
		(3)競技力を高めるための環境づくり	選手を育成する体制づくりの推進	2021年にUniteタウン協定を締結したサッカーチーム福井ユナイテッドFCを通じて、試合への無料招待を企画し、町民のスポーツへの関心を高めた。	全国で活躍するトップアスリートを通じて町民のスポーツに対する関心を更に高めるために継続して事業を行っていく。
			全国活躍する選手の支援	スポーツにおける全国大会に出場する町民に対して激励会及び激励金の支給を実施した。 また、若狭ライオンズクラブと連携しスポーツで優秀な成績を収めた町内団体や町民に対しての表彰を行った。(3団体33名)	全国大会への出場などスポーツで優秀な成績を収めた町民や団体に対する奨励を継続し、スポーツ振興の発展と競技力の発展を図っていく。

令和5年度の若狭町教育委員会の事務管理及び執行の状況の点検・報告書は、「教育委員会の活動」「教育委員会が管理・執行する事務」「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の3項目に分類されて執行の状況が報告されている。以下に、校長会や教職員、児童生徒などから出た意見や感想などをもとに、学校現場で働く教職員の立場で意見を述べさせていただく。

項目1「教育委員会の活動」について

定例会が毎月開催されており、多数の議案について協議されている。議案内容として若狭町の喫緊の課題である「学校規模適正化について」は毎月協議されている。また中項目5「学校及び教育施設に対する支援・条件整備」については、学校現場に直接足を運んでいただき、現場の声に直接耳を傾けていただき適切に対応していただいている。修繕箇所については、教育委員会職員自ら修繕するなど、迅速に対応していただいていることに感謝しています。

項目2「教育委員会が管理・執行する事務」について

令和4年度に策定された若狭町教育振興基本計画の基本理念・基本方針を達成するための具体的な取り組みが明記されている。内容的に素晴らしいことが記されているので、町内教職員に周知するとともに、学校と連携を図り教職員の資質向上に取り組んでいただきたいと思います。

項目3「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」について、

項目3は、事業実績とともに次年度の取り組みが具体的に記されている。若狭町教育振興基本計画が目指す教育理念、教育方針と照らし合わせて、成果と課題について以下に述べていきたいと思います。

教職員の働き方改革推進については、学校運営支援員や部活動指導員を適切に配置していただき、学校現場の大きな業務改善につながっている。児童生徒数は減少しているものの、支援を要する子、不登校傾向の子は増えてきており、一人ひとりの子に応じた教育を推進するためにも、今後も継続して学校運営支援員を配置していただけるとありがたいと思います。また中学校において、部活動の地域移行は大きな業務改善につながるので、休日部活動完全地域移行に向けて準備を進めていただきたい。

安心安全な学校施設の整備においては、本年度、全小学校の特別教室(理科室・音楽室)に空調施設を設置していただけることになった。地球温暖化の影響もあり、今後も猛暑が継続的に続くことが予想される中、熱中症予防や確かな学力育成の観点からも教職員、児童生徒ともに喜んでいます。

項目3「学校規模配置適正化への取組」について

来年度の瓜生小と熊川小の統合に向けて、計画的に協議が進められている。今後の取組として、パブリックコメントを実施する予定であると記されている。若狭町としての長期的なビジョンを示すとともに、三方小と明倫小の統廃合後の保護者や児童の声やアンケート結果などを具体的に紹介することで、学校再編について町民からの理解がより得られるように思います。

子どもは未来からの贈り物であり、地域の宝です。教育振興基本計画に基づき、自立と共生の心と、故郷への愛着心をもった人材を育成するなど、持続可能な町づくりを推進していただきたいと思います。

令和6年5月31日

令和5年度若狭町小中学校校長会長（元三方小学校校長 千田 浩司）

令和5年度若狭町教育委員会の事務管理及び執行状況の点検・評価報告書を拝見させていただき、取り組まれた内容について、意見を述べさせていただきます。

大項目1の教育委員会の活動に関して、学校教育・社会教育の充実を図るため年間を通じて、様々な活動をされていることに対し、感謝いたします。

定例会を毎月開催され、意見交換がされており情報共有が図られていると感じます。

また、学校・教育施設を訪問されており、現場の意見を汲み取られていると感じます。

現場が今後より良くなるよう、現場の意見が反映されることを期待いたします。

大項目2の教育委員会が管理・執行する事務に関して、学校規模配置適正化基本計画の見直しについて協議され、瓜生小・熊川小学校の統合に向けて保護者・地区との協議を重ねられたこと、感謝いたします。

少子化が進んでおり今後も町内で統合の計画が出てくるかと思いますが、その際は、三方・明倫小、瓜生・熊川小の統合の際に出た意見を反映して進めていただきたいと思います。

大項目3の教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務に関して、安全安心な学校施設の整備で、近年の気温上昇に対応するべく特別教室への空調機器の設置を決定していただき、子供たちが安全に授業を受けることが出来ると感謝いたします。

また、災害時の避難所になることが想定される各学校の体育館・町体育館への空調機器の設置も難しい部分もあるかと思いますが検討していただけると幸いです。

教職員の働き方改革の推進ですが、学習指導要領に基づき、国が定めている標準の時間数より大幅に超過している学校が全国であると報じられていましたが、町内におきましても超過している場合は、時間数を減らすなどの策を講じ、教職員の負担軽減に繋げていただきたいと思います。

また、授業時間数を減らす場合、放課後児童クラブとの更なる連携強化も期待する所であります。中学校の部活動も教職員の負担にならないように、引き続き地域と連携を図り取り組んでいただきたいと思います。

次世代を担う青少年健全育成では、コロナが5類へ移行され、チャレンジウォークを一泊二日で開催出来たり、吹田市の児童と交流を深められたりと子供達にとって大きな成長と繋がる事業が再開でき、大変良かったと感じています。

社会変化のスピードが速くなっている現在、教育においてもグローバル化・情報化を重視し、変化の激しいこれからの社会に対応出来る人材育成をよろしくお願いいたします。

令和6年5月31日

令和5年度若狭町PTA連合会会長

鈴木 雄輔

6 総合評価

令和4年度より新たに策定した「教育大綱・教育振興基本計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、基本理念「自ら学び考える主体性と多様な人々との協働により、未来を拓く力を培う自立と共生の心と、ふるさとへの誇りと愛着心を持ち、グローバルに活躍できる人材を育成する」を実現するために本事業を実施してきた。教育委員会の事務管理及び執行状況について、学識経験者からはおおむね良好に進められているとのご高評をいただいた。以下に特徴的な事項について述べて総合評価としたい。

- ①探究的な学習とSDGs学習を推進するため、町独自の「わかさSDGs探究推進事業」を実施した。県のふるさと発信事業や嶺南教育事務所のふるさと学習にも積極的に取り組んだ。今後はGIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を有効に活用し、主体的学習や対話的な学習を推進し、発表や提案など発信力の育成に力を入れていきたいと考えている。
- ②学校規模配置適正化計画に基づき進めてきた熊川小学校と瓜生小学校の統廃合では、両地区で説明会を重ね統廃合準備委員会を立ち上げ審議を重ねてきた。今後は校名や校歌、制服や通学方法など、保護者や地域の方々の意見をくみ取りながら決定していきたいと考えている。
- ③中学校部活動の地域移行については生徒の放課後活動の多様化を見据え、外部指導員の導入により指導の充実と教職員の働き方改革の推進とを同時に目指してきた。令和8年度までに休日の活動を地域クラブに移行していくため、部活動地域移行コーディネーターを中心に各種競技団体等による検討委員会を設置した。先行実施してきたモデルクラブ活動により、課題の洗い出しや補助の在り方を検討し今後の工程表を作成した。今後は工程表に従い、部活動ごとの具体的な実施に向けて検討実施していく。
- ④新型コロナウイルス感染拡大の中で、多大な影響を受けた交流事業で、それぞれ改善が図られた。青少年育成事業では、ジュニアリーダーで新たに募集を始め新メンバーで活動をスタートさせることができた。人権啓発活動では、人権メッセージ募集に1,200点以上の応募があり、人権意識高揚大会を観客制限なしで実施した。またオーストラリア派遣研修を4年ぶりに再開したところ、高校生の応募が多数に上り定員枠を大幅に上回った。

教育大綱と基本計画に従い、町の文化や自然の特色を最大限活かしつつ、広く町民や保護者の声に耳を傾けながら教育環境を整え、一人一人の子どもに寄り添いながら、地域の宝として子どもたちを育む教育を推進していくことが責務と考えている。今後とも教育委員会一丸となって若狭町の子どもたちの健やかな成長のために取り組んでいきたい。

令和6年5月31日、

若狭町教育委員会
教育長 松宮 毅

